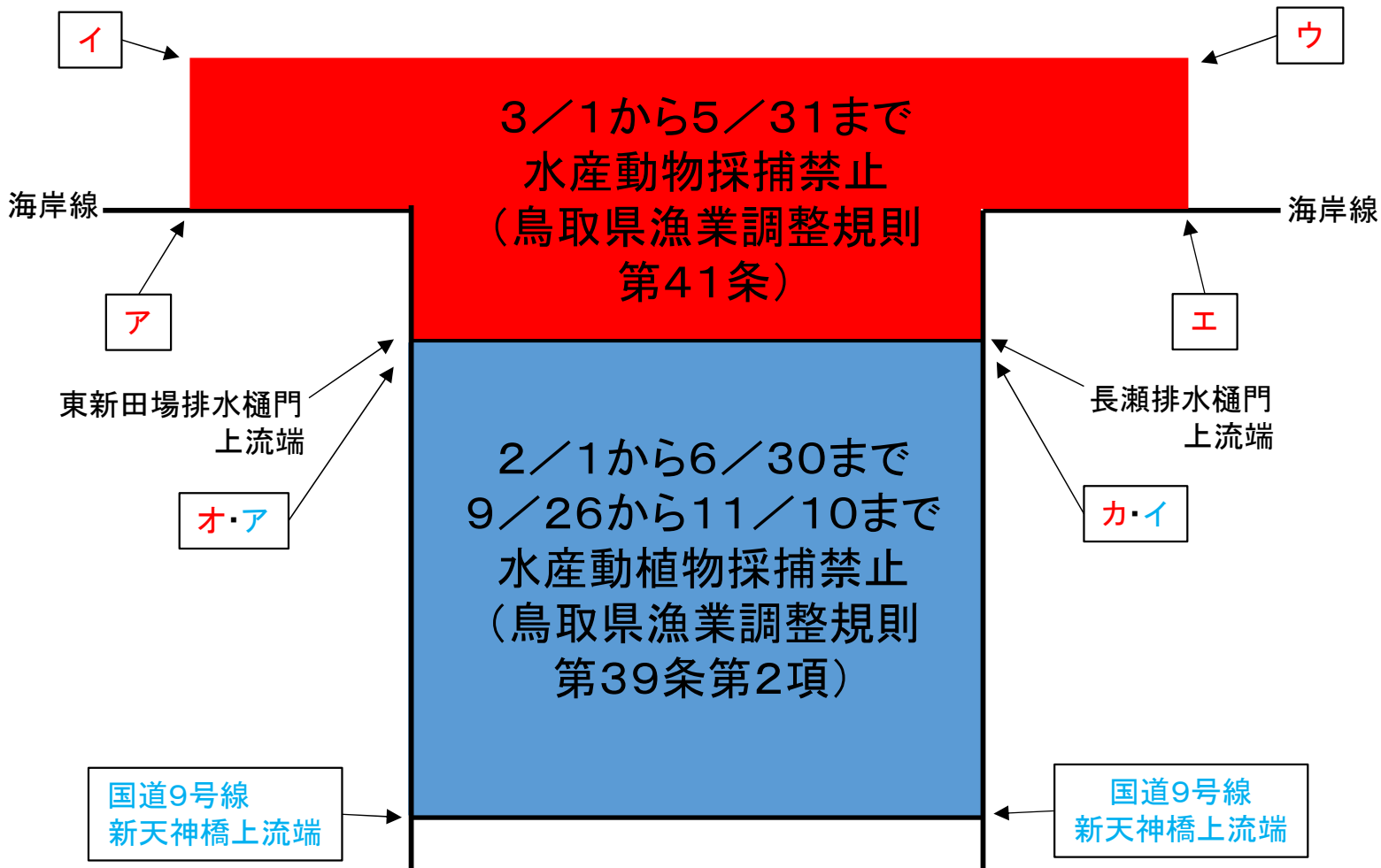


注意して下さい！



禁止6 = 新天神橋上流端
~ア、イ

禁止7 = ア~カ

天神川において、上図の区域及び期間の水産動物等を採捕する行為は禁止されています。もし採捕行為をした場合、漁獲物の有無に関係なく罰せられる場合(6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金又は併科)がありますので注意して下さい。

鳥取県漁業調整規則

(河口付近における採捕の制限)

第41条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権に係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川の名称	禁止区域	禁止期間
天神川	次に掲げるアの点からエの点までを順次に直線で結んだ線及びエの点とアの点を直線で結んだ線により囲まれた水域及び最大高潮時海岸線以南、次に掲げるオの点とカの点を結んだ直線以北の水域 ア 北緯35度30分15秒 東経133度51分14秒の点 イ 北緯35度30分18秒 東経133度51分14秒の点 ウ 北緯35度30分20秒 東経133度51分36秒の点 エ 北緯35度30分16秒 東経133度51分36秒の点 オ 北緯35度30分12.8秒 東経133度51分18.5秒の点 カ 北緯35度30分14.7秒 東経133度51分32.0秒の点	3月1日から 5月31日まで

鳥取県漁業調整規則

第39条

(禁止区域等)

2 何人も、次の表の左欄に掲げる河川又は湖沼のうち同表の中欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる 期間中、水産動植物を採捕してはならない。

河川又は湖沼	禁止区域	禁止期間
天神川尻	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬における新天神橋上流端の線以北、次に掲げるアの点とイの点を結んだ直線以南の水域 ア 北緯35度30分12.8秒 東経133度51分18.5秒の点 イ 北緯35度30分14.7秒 東経133度51分32.0秒の点	2月1日から 6月30日まで 及び9月26日 から11月10日 まで